

3. 給付金の支給手続き

I 令和3年4月分の児童扶養手当、児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税均等割が非課税の人

◎給付金は、**申請不要**で受取れます

◎対象者には個別で案内を通知した後、令和3年4月分の児童扶養手当、児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます
(ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く)

ご注意ください

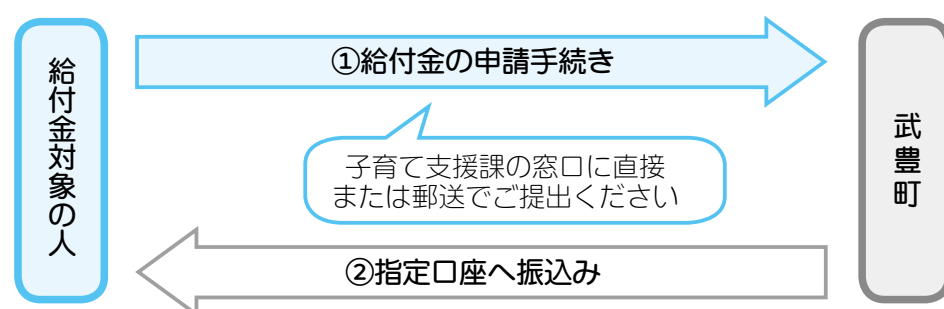
- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください
- ※ 各種手当の支給に当たって指定していた口座を解約している等、給付金の支給に支障が出るおそれがある場合は、振込指定口座を変更する等の手続きをしてください

II 上記以外の人 (例・高校生のみ養育している人、収入が急変した人)

◎給付金を受取るには、**申請が必要**です

◎申請書に振込先口座等を記入して、必要書類とともに子育て支援課の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください

※申請書および必要書類については、ご家庭の状況により異なるため、事前に役場子育て支援課までお問合せください



注意

「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください

ご自宅や職場等に都道府県・市区町村や厚生労働省等の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場子育て支援課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



子育てを支援する給付金

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、**新たな給付金を支給**します！

▶ 問合せ 役場子育て支援課

1. 支給対象者

ひとり親世帯の場合

次の①～③いずれかに当てはまる人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
※令和3年4月30日に振込されています
- ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当を受給していない人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となった人
※令和3年4月以降にひとり親世帯になった世帯も③で申請できる場合がありますので、ご相談ください



ひとり親世帯以外の場合

次の①②**両方**に当てはまる人

- ①平成15年4月2日以降に生まれた**18歳以下の児童**
(障がい児の場合、平成13年4月2日以降に生まれた児童)を養育する父母等
※令和4年2月28日までに生まれた新生児等も対象になります
- ②■令和3年度住民税均等割が非課税の人
または
■新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

2. 支給額

児童1人当たり **一律5万円**

